

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画の基本理念は、次のとおりとします。

一人ひとりが自分らしく自立し
いきいきと個性と能力を発揮できる
社会をめざす

基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を掲げます。

◎人権の尊重

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします。

◎個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします。

◎男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします。

2 基本的考え方

この計画は、すべての男女を施策の対象とし、性別等により異なる扱いがされない社会をめざしています。一方、妊娠・出産に関する女性特有の機能について保護の対象とすることは、男女平等に反するものではなく、社会として必要なことと考えます。また、この計画では、差別の結果生じている男女間の格差を改善するためには、必要な範囲において男女のいずれか一方に対して、参画の機会を積極的に提供する必要があると考えます。

3 基本目標と重点課題の設定

この計画では、4つの基本目標を設定し、目標を実現するための課題を明らかにし、課題解決に向けた施策を提示しています。

また、基本目標ごとに重点的に取り組む課題として重点課題を選定し、より積極的に施策の展開を図ります。

さらに、この計画では、達成度を確認し、計画の進捗を把握するため、課題ごとに指標と目標値を設定しています。

4 計画の体系

基本理念

一人ひとりが自分らしく自立しいきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす

視点

人権の尊重

私たちは、男女が性別により差別されることなく、人権を尊重する社会をめざします

個性の尊重

私たちは、自らの意思と責任により、多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択することができる社会をめざします

男女平等参画

私たちは、家庭、仕事、地域活動など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会をめざします

基本目標

基本目標Ⅰ

あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

基本目標Ⅱ

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

課題 (★は重点課題)

施策

I-1★ 男女の固定的性別役割分担意識の解消

- (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
- (2) 男女平等に関する学習機会の提供
- (3) メディア・リテラシーの普及と教育

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

- (1) 男女平等参画推進のための教育・学習の実施
- (2) 保護者・保育士・教員・地域等の男女平等意識の啓発
- (3) 関係部署を対象とした男女平等意識の啓発

I-3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

- (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用
- (2) 人材に関する情報の収集と整備

I-4 経済活動における男女平等参画の推進

- (1) 女性の就労支援
- (2) ひとり親家庭等の就労支援
- (3) ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進
- (4) 女性農業者への支援
- (5) 女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

I-5 地域活動における男女平等参画の推進

- (1) 女性リーダーの育成と参画の促進
- (2) 地域活動等への男性の参画の促進
- (3) 市民活動団体との協働

I-6★ 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

- (1) 防災対策における女性の参画拡大
- (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

II-1 人権を尊重する意識の醸成

- (1) 多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

II-2★ 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援
西東京市配偶者暴力対策基本計画

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 被害者の安全の確保と自立への支援
- (4) 市の体制整備と関係機関との連携強化

II-3 男女平等を阻む暴力の防止
(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

- (1) 暴力の防止に向けた意識啓発
- (2) 暴力の被害者に対する支援

II-4 性と生殖に関する健康支援

- (1) からだと性に関する正確な情報の提供
- (2) 女性医療情報の充実に向けた取り組み

III-1★ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
- (2) ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
- (3) 男女ともに働きやすい環境づくりの支援

III-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

- (1) 男性の家事・子育てへの参加促進
- (2) 男性の介護への参加促進

III-3 子育てへの支援

- (1) 子育て支援サービスの充実
- (2) 地域での子育て支援の促進
- (3) ひとり親家庭への支援

III-4 介護への支援

- (1) 地域での支え合いのしくみづくり
- (2) 家族介護者への支援

IV-1★ 男女平等推進センター パリテの事業の充実

- (1) 相談機能の充実
- (2) 学習機能の充実
- (3) 情報機能の充実
- (4) 市民との協働

IV-2 推進体制の整備と充実

- (1) 庁内推進体制の充実・強化
- (2) 男女平等推進条例設置の検討
- (3) 国や都、他自治体等との連携や情報交換

IV-3 庁内の男女平等参画の推進

- (1) 男女平等参画に関する職員の理解促進
- (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備
- (3) 管理的立場における女性職員の参画促進
- (4) 市発行物の表現における男女平等の視点の徹底

IV-4 男女平等参画推進計画の進行管理

- (1) 市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

